

## 修理作業手順のご案内

情報機器(パソコン等)の修理作業に関する契約書(次ページ)をご確認下さい。  
情報機器の送付はお客様のご負担にて下記までお送りくださるようお願いいたします。

お預かりしてから3営業日以内に情報機器の障害状況を診断し、初期診断作業状況または  
お見積もり(機器修理金額、修理期間、返却送料 および 代引き手数料等)を差し上げます。

見積もりの内容をご了承頂ければ機器修理作業を開始いたします。

ご了承いただけない場合は、初期診断料は無料で情報機器をお返しいたします。  
情報機器の返却送料はお客様のご負担とさせていただきます。

情報機器修理が終わりましたら 指定の場所へ宅配便等でお送り致します。

情報機器修理金額のお支払いは原則として作業終了後の現品到着時に受け払い  
(返送料着払い、修理金額代引)でお願い致します。

情報機器の送り先

〒223-0053

横浜市港北区綱島西6-17-7

株式会社 PROIT

パソコン事業部 宛

TEL:045-531-5444 FAX:045-531-5444

## 情報機器の修理作業に関する契約書

情報機器の修理にあたりお客様と株式会社PROIT(以下当社という)は以下の条項に従って作業することを承認致します。

修理機器のメーカー名、製品名・型番.....

### 1. 守秘義務

当社は、お客様からお預かりした情報機器内に蓄積された、全ての情報・データに関し、完全に守秘することをお約束致します。

### 2. 情報記録媒体の所有権と重要データの保存

お客様は、修理作業を依頼する情報機器内の情報記録媒体の合法的所有者又は代表者であり、情報記録媒体のデータ内容の合法的な所有権を有していることをお約束致します。また 輸送等の事故によりデータが壊れる事もないとはいえませんので大事なデータは修理前にあらかじめ他の機器に保存しておいてください。

### 3. 責任

お客様は、情報機器を当社に送付する際の輸送中の事故に備え、保険および梱包は自己の責任に於いて行うことに同意していただきます。

お客様は、当社による情報機器修理に当たって、機器の障害が完全に修復出来ない場合があることも機器修理依頼時に予め了承していただきます。

当社は情報修理の作業において、機器等の偶発的な事故により情報記録媒体及びそのデータが破損する場合があります。この場合、当社は当該事故が故意又は重大な過失によって生じた場合を除き当該事故に対する一切の責任を負わないものとします。

お客様の会社名および部署名 : .....

お客様のご住所 : 〒 - .....

お客様のご連絡先 TEL : ..... FAX : .....

お客様のお名前 : ..... 印 .....

平成 年 月 日 .....

〒223-0053

横浜市港北区綱島西6 - 17 - 7

株式会社 PROIT パソコン事業部

平成 年 月 日

本契約書に同意いただきましたお客様は上部にご署名捺印の上、情報機器と共に当社(株式会社 PROIT)パソコン事業部宛にお送り下さい。

個人情報情報は情報機器修理の連絡と送付を目的とした範囲内で取り扱います。

ご本人の同意なくその範囲を超えて利用することはありません。

**修理依頼書**

下記の通り 修理を依頼致します。

依 頼 詳 細		備 考
機 器	メーカー名 : デスクトップ	
	ノート	
	型 番 :	
	付属品 : AC電源コード	
	ACアダプター	
故障状況 :	電源が入らない	
	Windowsが立ちあがらない	
	キーボードがおかしい	
	モニターの表示がおかしい	

注 : 修理保証期間は同一個所同一症状故障で修理完了日より 90日以内 となっております。